

# ボローニャ・プロセスにおける質保証の枠組構築とフランスの対応

## — 評価の規準(standards/références)を中心に —

大場淳（広島大学高等教育研究開発センター）

2010 年に欧州高等教育圏創設を目標とするボローニャ・プロセスにおいて、質保証 (quality assurance) は一貫して重要課題の一角を占めている<sup>1</sup>。本稿では、質保証の枠組の中から評価制度、就中 ENQA が策定した欧州高等教育圏質保証規準に焦点を当てつつ、同プロセスにおける質保証の枠組策定についての取組を概観し、更に参加国の取組の事例としてフランスを取り上げて、ボローニャ・プロセスに基づく同国の評価制度改革を検討する。そして、ボローニャ・プロセスの質保証の枠組が同国内においてどのように受け止められたかを考察し、国際的な枠組と国内制度の今後の関係を検討する一助とすることとしたい。

## I ボローニャ・プロセスと ENQA

本章では、ボローニャ・プロセスにおける宣言・声明書に盛り込まれた質保証に関する合意事項を概観し、その実施状況を欧州質保証機関 (quality assurance agency) の連合組織である欧州高等教育質保証ネットワーク (ENQA)（後の欧州高等教育質保証協会、略号変わらず）の動向を中心にみる<sup>2</sup>。

### 1. ボローニャ教育大臣会合・宣言 (1999 年 6 月)

前年のソルボンヌ会合を経て開催された 1999 年のボローニャ会合では、欧州高等教育圏の高等教育の基本的方針として、容易に判読でき (readable)、比較可能な (comparable) 学位制度と、それに対応して学士前 (undergraduate) と学士後 (graduate) の二つの段階による教育課程を採ることとされた。そして、それらを実質的に機能させるため、学位附属書 (diploma supplement) と単位制度 (ECTS) を採用することと併せて、比較可能な基準と方法論 (comparable criteria and methodology) を開発するため質保証 (quality assurance) に関する欧州規模での協力を行うことが合意された。

この宣言を一つのきっかけとして、翌 2000 年 3 月、欧州委員会の呼びかけによって集まった各国高等教育質保証機関代表及び各国政府代表によって欧州高等教育質保証ネットワーク (ENQA) 設立が合意された (ENQA, 2003 : 4)<sup>3</sup>。そして、ENQA は高等教育質保証に関する協力の中心的な場となることとなった (Lourtie, 2001 : 16)。ENQA は、同年、

1 ボローニャ・プロセスの進捗状況については、Eurydice (2005) を参照されたい。日本語では、木戸 (2005) が比較的詳細にその内容を伝えている。

2 欧州高等教育圏創設が各国間の合意に基づいて構想されていることから、その質保証についても特定の機関・組織が主導権をとることはない。しかしながら、後に述べるように、ENQA は設立以来高等教育質保証に関する検討作業の中心的な場とされている。

3 ENQA の前身となる活動として、1992 年の欧州連合学長会議連盟の「欧州高等教育における質管理・質保証」に関する欧州委員会宛勧告、1994～1995 年に実施された欧州委員会の高教育の質評価に関する先導的事業、「欧州高等教育質評価・質管理ネットワーク」の創設を提言した 1996 年の欧州連合学長会議連盟の「評価に関する 10 宣言」、1998 年の高教育の質保証における協力に関する欧州評議会勧告等が挙げられる。

質評価について国際的視点も加えて現状を概観した「欧州高等教育のための質保証における国際的な先導的取組と傾向」と題する最初の報告書（Campbell and van der Wende, 2000）をとりまとめ、翌2001年2月には前年9月にパリで開催された研究会報告書「欧州における機関評価」を刊行するなどして実績を積み重ねていった。

## 2. プラハ教育大臣会合(2001年5月)

プラハ会合では、高等教育において質保証制度が果たす役割の重要性を認識しつつ、(学修歴・学位) 認証ネットワークと質保証ネットワークのより緊密な連携、国内質保証制度の相互信頼と相互受入れのための協力、優良実践の普及を促すとともに、ENQAを含む関係機関・組織に対して判断基準の共通枠組(common framework of reference)を構築することを求めた。そして、適格認定(accreditation)及び質保証、認証問題(recognition issues)、単位活用等に関する一連のセミナーを開催することを合意した。

同会合を受けてENQAは、ソクラテス事業を通して欧州委員会から支援を受け、関係機関と連携して次の一連の事業を実施した（ENQA, 2003：1-2）。

1. 「欧州高等教育における質管理手続(quality procedures)」調査の実施と報告書（Danish Evaluation Institute, 2003）の刊行。
2. 欧州委員会の先導的事業「国境を越えた欧州評価事業(TEEP)」の実施（ENQA, 2004）。
3. 欧州大学協会(EUA)、欧州高等教育機関協会(EURASHE)、欧州学生団体連合(ESIB)と連携しての一連のセミナーの開催。
4. EU連携国の質保証機関の加盟受入れ。
5. 認証ネットワークであるENIC/NARICとの連携拡大。

## 3. ベルリン教育大臣会合(2003年9月)

ベルリン会合は、参加国が質保証に最優先的に取り組むことに合意した会合である。同会合では、高等教育の質が欧州高等教育圏創設の中心に位置することを確認しつつ、機関段階、国段階、欧州段階での質保証発展を支援することとし、相互に共有できる質保証の規準・手続・指針(standards, procedures and guidelines)開発の必要性を訴えた。その一方で、機関自治の原則を尊重しつつ、高等教育質保証の第一義的責任が各機関自身にあること、そして、そのことが国内質的枠組(national quality framework)における高等教育制度の実質的な説明責任の基礎となるとした。それらの前提の下で、会合参加者は、2005年までに各国の質保証制度に以下の内容を含めることを合意した。

- 関係機関・組織の責任の定義
- 自己点検、外部評価、学生参加、結果公表を含む教育プログラム又は機関の評価
- 適格認定(accreditation)、証明(certification)、あるいは同等の手続の制度
- 国際的な活動への参加、国際協力・連携

欧州段階の質保証に関しては、ENQA及びその加盟機関に対して、欧州大学協会(EUA)、欧州高等教育機関協会(EURASHE)、欧州学生団体連合(ESIB)と連携しつつ、合意の得られた質保証に関する規準(standards)、手続(procedures)、指針(guidelines)を開発し、更に質保証・認証評価機関のための同僚審査制度を確立するための手法を検討することを求

めた。

上記要請を受けて ENQA は、加盟機関、EUA、EURASHE、ESIB 等と連携し、2005 年 2 月「欧州高等教育圏における質保証のための規準及び指針」を取りまとめ（詳細後述）、同年 5 月のベルゲン大臣会合へ提出した。

#### 4. ベルゲン教育大臣会合(2005 年 5 月)

ENQA が作成した質保証に関する前述規準はベルゲン会合で採択された。また、同会合は、質保証機関の欧州登記簿(European register)を推奨するとし、その実際の活用について、EUA、EURASHE、ESIB とともに、ENQA において検討することを求める旨声明書に盛り込んだ。

他方、同会合では、殆ど全ての国においてベルリン声明書に記された質保証の在り方に基づいて関連規定整備がなされたことを認めつつも、学生の関与と国際協力に関しては不十分であるとし、他方、各高等教育機関に対しては、内部装置(internal mechanism)の全面的導入とその外部質保証との直接の連動による質保証活動の改善へ向けた努力を促した。

## II ENQA「欧州高等教育圏における質保証のための規準及び指針」

### 1. 策定の経緯と基本原則等～多様性の尊重

「欧州高等教育圏における質保証のための規準及び指針(Standards and Guidelines for Quality Assurance in the European Higher Education Area)」(ENQA, 2005、以下「規準・指針書」と言う)は、ENQA がベルリン教育大臣会合での依頼を受けて、ENQA 加盟機関、欧州大学協会(EUA)、欧州高等教育機関協会(EURASHE)、欧州学生団体連合(ESIB)、欧州委員会、並びに他のネットワーク組織である欧州適格認定コンソーシアム(ECA)、中東欧質保証機関ネットワーク(CEE Network)等と連携して検討の上、2005 年 2 月に取りまとめた報告書である。規準・指針書は、同年 3 月のボローニャ実施調査会議(Bologna Follow-up Group : BFUG)<sup>4</sup>に提出され、前述の通り同年 5 月のベルゲン教育大臣会合で採択された。

規準策定は、前述ベルリン宣言書だけでなく、多くの調査研究や実践活動、行政文書や団体の意見文書等に基づいている。これら全てに言及するのは困難であるが、調査研究・実践活動としては、2002 年の質保証実践調査、国境を越えた欧州評価事業(TEEP)<sup>5</sup>、質の収斂に関する研究(QCS)<sup>6</sup>があり、また、意見文書等では、2003 年の欧州大学協会(EUA)「グラーツ宣言」(EUA, 2003)、2004 年の欧州適格認定コンソーシアム(ECA)「優良実践規約」、2004 年の欧州学生団体連合(ESIB)の質保証規準・手続・指針に関する宣言文書(ESIB, 2004)がある。また、OECD やユネスコ、高等教育質保証機関国際ネットワーク

- 4 Bologna Follow-up Group (BFUG)。ボローニャプロセス大臣会合で合意された事項の履行について進捗状況を確認し、必要な措置についての検討などを行う会議。会議は、各国高等教育担当省、欧州評議会、関係団体 (EUA、ESIB、ENQA 等) の代表で構成される。
- 5 Transnational European Evaluation Project。欧州委員会のソクラテス事業の一環として、ENQA を中心に史学、物理学、獣医学の 3 領域で、2002 年から 2003 年にかけて共通の基準(common criteria)に基づく評価を 14 機関 (11 国) で行い、国際的な評価の在り方を検討した事業。
- 6 Quality Convergence Study。2002 年の質保証実践調査に引き続いて、国内質保証制度の収斂、国際的な評価活動の可能性について ENQA の枠組で行われた研究。同研究は、2003 年から 2004 年にかけて、CNE 及び QAA を調整役として欧州 6 国の評価機関によって行われた (Crozier, Curvale and Hénard, 2005)。

(INQAAHE)といった国際的な機関や連携組織の活動動向も視野に入れられている。

規準・指針書(9-10頁、以下本章では同書にかかる引用について頁数のみ記載)は、規準策定の基本原則を次のように記している。

- 良質な高等教育に対する学生、雇用者、社会全般の関心
- 高等教育機関の自律性(institutional autonomy)の中心的重要性とそれに伴う責任
- 外部質保証(external quality assurance)の目的合致性と目標達成のために最小限必要な負担の高等教育機関への負荷

また規準・指針書(10頁)は、欧州高等教育圏が国の多様性を前提とした制度であることを踏まえて、高等教育の質、規準、質保証に単一の統一的手法(single monolithic approach to quality, standards and quality assurance)を適用することは不適切であるとし、盛り込まれた規準は特定の必要性に対する一般原則(generic principle to the specific requirement)であるとしている。その結果、規準・指針書は、手順や手続に関わる事項は最小限に止め、結果として行われるべき事項を優先して記述するものとなっている。

多様性の重視は規準・指針書を通じて一貫して強調されている。規準策定の起点となったとされる前述グラーツ宣言(EUA, 2003)の第25は、欧州全体の質保証は、国内状況や学問領域の多様性を認めつつ、相互の信頼を増進し透明性を向上することを目的とすべきことを謳った。また、先行研究である質の収斂に関する研究(QCS)では、各国の個別事情(national context)は重要であって、質保証制度の収斂に最も重要であるのは相互の信頼であり、多様な各国の制度を相互に理解することによって収斂が図られ得ることを示した(Crozier et al., 2005)。これらを受けて、規準・指針書は、国内高等教育制度の優位性や学問領域の個別の必要性を認めることとし、例えば、ある国では外部質評価(external quality assurance)は専ら「顧客保護」を目的とする一方で、別の国では教育活動の質改善を図るため専ら指導・助言を目的とするといった、外部質保証活動の目的の多様性に言及している(11-12頁)。

更に規準・指針書は、各国高等教育制度における高等教育機関及び学外質保証機関の自律性の重要性も強調している。特に高等教育機関自律性の尊重は前述の基本原則で明言されており、また、規準策定の背景の解説においても、質保証活動の詳細の手続は各高等教育機関、学外質保証機関の自律性に委ねられるべきことが述べられている(11-12頁)。

## 2. 規準及び指針

### (1) 用語の問題

欧州高等教育圏が多様性を前提としている以上、用語が多義的であることは避け難く、特に質保証の面でこの問題が先鋭化することは容易に予想できよう。ENQAでは用語の定義について議論を重ねてきたが、規準・指針書においても用語に関する課題が解決されていないことを認め、例えば、"quality assurance"という用語には多様な解釈が可能であり、また、"standards"も義務的に従うべき規則について記したもののから優良実践の記述として受け取る者があることを述べている。

こうした状況を踏まえて、規準・指針書は必要な用語の解説を行っている。しかしながら解説は必ずしも直接的ではなく、"quality assurance"については「評価(evaluation)、適格

認定(accreditation)、監査(audit)といった活動を含む」とするに止まっている(5頁)。また、"standards"についても、第1編及び第2編(次節参照)の導入部分で「高等教育機関が独自の質保証制度を構築し、評価機関が外部質保証を企画するための支援及び指導の拠り所を提供し、更に、これら両者に同じように用いられる判断基準(reference)の共通の枠組構築に寄与する」ものと解説している(13頁)。いずれも厳密な定義には至っていない。しかしながら、この解説によって"standards"は羈束性を有するものではなく、各機関が自律的に参照すべき優良実践を示したものであることは理解できよう。そうした解釈を踏まえて、本稿では"standards"を「規準」と訳している<sup>7</sup>。なお、指針(guidelines)は、「優良実践について追加的情報を提供し、また、一部について、規準の意味や重要性を具体的に説明する」ものであるとされている(15頁/23頁)。

規準・指針書が用いた用語の概念は、同書作成当事者によって行われた他言語への翻訳を参照することによってある程度明かになろう。別紙2に、重要と思われる英単語(一部表現)を取り上げて相当する仏語訳<sup>8</sup>を示し、それらの両者を参酌しつつ適切と思われる日本語訳の案を添付した。別紙2に挙げられた英語と仏語を比較しただけでも、例えば、英語の"process"の訳に複数の仏語が充てられ、また、逆に複数の英単語が仏語の"évaluation"と翻訳されているなど、言語間で相当な概念の差があることが見て取れよう。

## (2) 規準・指針の内容

### ア 概要

規準及び指針は、第1編「高等教育機関における内部質保証のための欧州規準と指針」、第2編「高等教育の外部質保証のための欧州規準と指針」、第3編「学外質保証機関のための欧州規準と指針」の計3編で合わせて23項目に渡って記述されている。そのうち、第1編は、主として高等教育機関を対象とした自己評価を行うための規準・指針であり、第2編は主として質保証機関を対象として外部質保証活動を行うための規準・指針であり、第3編は質保証機関の地位や説明責任にかかる規準・指針である。

これらの規準・指針が対象とする活動は、ボローニャ・プロセスで規定された教育の三つの段階、すなわち、学士課程、修士課程、博士課程にかかるもののみである(11頁)。したがって、これらから外れる非正規教育プログラム、研究活動、機関の管理運営等は規準の対象外である。

### イ 内部質保証・外部質保証にかかる規準・指針

それぞれ内部質保証・外部質保証にかかる規準を記述した第1編及び第2編は、高等教育機関が教育の質及びその保証に第一義的責任を有し、「質の文化(culture of quality)」を機関内で育み、社会に対して説明責任を果たしていくべきことを基本としつつ、規準・指針の目的(purposes)及び目標(objectives)を下記表1の通りとした(13-14頁)。

7 「規準」は、「①規範・標準とするもの。②〔哲〕(criterion) 信仰・思惟・評価・行為などの則るべき範例・規則。規範。」とされる(広辞苑第五版)。なお、"standards"は「スタンダード」と日本語表記されることが少なくないが、"standards"そのものが多義的であること、漢字表記の方が日本人の理解に寄与すると思われることから、当該用語を充てている。

8 仏語訳(CNE, 2006)の翻訳責任者は、ENQA理事でもあるCNE調査官(chargé de mission)ブリュノ・キュルバル(Bruno Curvale)である。

表 1 内部質保証・外部質保証にかかる規準・指針の目的・目標

|    |   |
|----|---|
| 目的 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 欧州高等教育圏内の高等教育機関において学生に提供される教育を向上すること。</li> <li>● 質の管理において高等教育機関を支援し、それによって機関の自律性を正当化することに寄与すること。</li> <li>● 質保証機関の任務遂行における基礎となること。</li> <li>● 関係者全てにとって外部評価がより簡潔で分かりやすいものにする。</li> </ul>   |
| 目標 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 優れた知的・教育的業績の達成を促す高等教育機関の発展を奨励すること。</li> <li>● 高等教育機関及び他の関係機関が自己の質保証文化を発展させるに際して、支援と指導の拠り所を提供すること。</li> <li>● 高等教育の活動と成果に関し、高等教育機関、学生、雇用者、その他の関係者の期待に応え、更にその期待を高めること。</li> <li>● 欧州高等教育圏内の高等教育の提供及び質の保証についての判断基準の共通の枠組構築に寄与すること。</li> </ul> |

外部質保証に関しては、規準は制度間で相当程度の相違を容認している（14頁）。そこには、様々な種類の機関評価(institutional evaluations)、学問領域別又はプログラム別評価(subject or programme evaluations)、学問領域・プログラム・機関別の適格認定( accreditation at subject, programme and institutional levels)が含まれ、そして、それらの組み合わせも想定されている。また、上記の外部評価(external evaluations)は、個別の目標を含む明示的な内部質保証戦略と当該目標を実現するための仕組みと手段の活用に大幅に依存するとして（14頁）。ここにおいても質保証の第一義的責任は各高等教育機関にあり、その自律性が重要であるとする姿勢が貫かれている。

第1編及び第2編に含まれる規準の項目は表2の通りである（詳細は別紙1参照）。

表 2 内部質保証・外部質保証にかかる規準項目

|     |                       |
|-----|-----------------------|
| 1.1 | 質保証のための政策と手続          |
| 1.2 | プログラムと学位等の認証、点検、定期的審査 |
| 1.3 | 学生評価                  |
| 1.4 | 教育職員の質保証              |
| 1.5 | 学習手段と学生支援             |
| 1.6 | 情報システム                |
| 1.7 | 広報                    |
| 2.1 | 内部質保証手続の活用            |
| 2.2 | 外部質保証の進め方の開発          |
| 2.3 | 決定基準                  |
| 2.4 | 趣旨に適合した手続             |
| 2.5 | 結果公表                  |
| 2.6 | 検証手続                  |
| 2.7 | 定期的審査                 |
| 2.8 | 制度全般についての分析           |

ウ 学外質保証機関のための規準・指針

学外質保証機関のための規準・指針について記述した第3編は、これまでの外部評価機関間の連携・協力から得られた経験に基づいて、規準は過度に詳細であったり規範的であってはならないとしている。すなわち、学外質保証機関のための規準は、その自由を縮小するものではなく、その専門性、信頼性、規範性を関係者に明らかにし、欧州内において学外質保証機関間で比較を可能とするものとして位置付けられる。

第3編に含まれる規準の項目は表3の通りである（詳細は別紙1参照）。

表3 学外質保証機関のための規準項目

|     |                         |
|-----|-------------------------|
| 3.1 | 高等教育のための外部質保証手続の活用      |
| 3.2 | 公的地位                    |
| 3.3 | 活動                      |
| 3.4 | 資源                      |
| 3.5 | 綱領策定(mission statement) |
| 3.6 | 独立性(independence)       |
| 3.7 | 機関が用いる外部質保証基準と手法        |
| 3.8 | 説明責任手続                  |

### 3. 将来の展望と課題

規準・指針書の最終章である第4章では、若干ではあるものの課題と展望が記されている。同章の冒頭で、新しい枠組の成果は効果的な実施戦略にかかっているとし、当該実施戦略の一環として、質保証機関登録簿(register of quality assurance agencies)及び欧州高等教育質保証諮問協議会(European Consultative Forum for Quality Assurance in Higher Education)に言及している(34頁)<sup>9</sup>。これらは既に取組が進められているものであるが、その半面、実際に取り組み始めるまでには相当の期間を要するであろう規準や指針も少なくはないという見通しも同書は示している。

また、規準・指針書は、欧州高等教育圏が高等教育制度に関する各国の主権を前提とし、本規準・指針が各国を拘束するものではないことを踏まえて、各国におけるその適用の在り方は多様なものとなり、例えば、一部の国においては規準・指針を法令に取り入れて義務化するかもしれない、また、別の一部の国ではそういった義務化は避けるかもしれないとする(35頁)。国内における対応については、欧州高等教育質保証諮問協議会が有益な情報交換の場となるであろうことを同書は示唆している。

いずれにせよ、前文でも強調されているように提案された規準は質保証のための第一歩であって、ENQAを始めとする質保証関係者にとって今後とも数多くの解決すべき課題があることは明白であろう。例えば、前述の用語の問題については、国や制度間で解釈に大きな相違が存続し、今日でも満足のいく解決を見ていない。2006年6月29~30日、質保証にかかる用語に関するENQA-QAA主催の研究会<sup>10</sup>がウォーリック大学で開催され、"quality"や"standards"といった主要な用語についての共通理解が試みられる予定である。今後の進展については、進捗状況がボローニャ実施調査会議に報告され、次のロンドン大臣会合で総括されるものと見込まれる。

9 両者は、本稿では言及しなかった規準・指針書第3章で取り上げられている。

10 ENQA Workshop on the Language of European Quality Assurance

### III 国内制度の対応～フランスの例

前章の最後において今後の展望を述べる中で、質保証に関する各国の対応は多様なものとなることが予想されることに触れたが、本章ではその具体例としてフランスを取り上げて考察することとしたい。

#### 1. フランスにおける質保証の枠組

高等教育の質保証は多様な要因によって促進されるが、本節では機関評価や教育プログラム評価を中心とした制度的枠組として、国民教育省による学位授与権認証(habilitation)、大学評価委員会(CNE)による機関評価の概要を示すこととする。

##### (1) 学位授与権認証(habilitation)<sup>11</sup>

1984年の高等教育法第17条(教育法典L.613-1条)第1項は、大学の学位授与権は国家の独占と定め、国家が学位の質を担保することとしている。このため、学位を授与できるのは国が設置する大学のみであり、更に各大学が学位プログラムを設定するに際しては、その都度国から授与権の認証(habilitation)を受けなければならない。

教育プログラムの認証は国と大学との間の四年契約の枠組(契約政策)<sup>12</sup>の中で取り扱われており、国による認証の有効期間は原則4年である。2~3割程度は契約の枠外で申請されるが、各大学が学位プログラムの認証を申請できるのは、基本的には4年に一度の契約更改の時である。

認証制度は教育プログラムの質を事前に担保しようとする制度であるが、各大学内では、教育プログラム申請に際して、教員個人だけでなく教育研究単位(UFR)内や全学的に検討する機会となっており、また、認証の申請書類やその結果を公表することによって、学生に対して事前に講義の内容を詳しく周知することが可能となっている。しかしながら、認証申請の数が多く十分に審査がなされていない、認証後実際に行われる教育内容や活動が申請とは異なっている、認証されたプログラムに必要な資源の配分が認証とは連動していないなどといった課題が指摘されている。

##### (2) 大学評価委員会(CNE)による評価

大学評価委員会(CNE : Comité national d'Évaluation des établissements publics à caractère scientifique, culturel et professionnel)は、1984年に高等教育法によって設置された独立行政委員会である。25名の委員は、高等教育・研究・経済関係者(外国人を含む)並びに国務院関係者、会計監査院関係者から政令で任命される。任期は4年で再任されない。また、常設の事務局が置かれ、評価の専門家を含む29人の職員が配置されている<sup>13</sup>。CNEは主として高等教育機関の機関評価を行うが、高等教育の様々な側面について領域別の評価も行う<sup>14</sup>。CNEの評価結果は、大統領や国民教育大臣に報告され、更に、機関評価の場合は対象となった機関に通知される。また、全ての報告書は公表される。

11 本節の記述は大場(2005a : 119-123)に基づいた。認証の手続等については同出典を参照されたい。

12 大学が四年間の活動計画を策定し、それに基づいて国と契約(四年契約)を締結し予算配分を受けること。契約の締結年によって大学はAからDの四つのグループに分けられる。

13 [http://www.cne-evaluation.fr/fr/present/som\\_mis.htm](http://www.cne-evaluation.fr/fr/present/som_mis.htm) (平成18年5月24日参照)

14 設立当時は機関評価とプログラム評価を行うことが想定されていたが、国民教育省が認証手続を整備した結果、機関評価を中心に行うこととなった(Jolivet, 2004 : 13)。



CNE の評価対象・手法は、CNE の判断で決定される。機関評価に関しては、CNE は 1986 年から 2000 年にかけて全ての大学の評価を終え、その間、1994 年からは同時並行的に二巡目の評価に入った。そして、2000 年からは契約の周期に基づいて評価を行っている<sup>15</sup>。評価の対象は、教育研究活動のみならず管理運営に及ぶが、教員個人や教育プログラムの内容等は対象とはされない<sup>16</sup>。評価は、CNE が作成した大学評価手引書<sup>17</sup>に基づいて各大学が自己評価を行い、それを踏まえて CNE の評価委員が現地調査等を行って勧告を含む報告書を作成する。報告書の構成や勧告の形式は一様ではないが、例えば、1991 年のアビニョン大学への勧告の骨子は以下のようにまとめられる（服部, 2006 : 52-53）。

1. 執行部を強化する。
2. 各構成部局がその使命を明確にし、そこで提供される教育を定期的に評価する。
3. 真の学術政策を明確にする。
4. 職業教育コースを創設し、発展させる。数学・情報科学のリサンス、メトリーズの新設。
5. キャンパスを少なくとも 2~3 カ所に縮小する。
6. 契約調印等により、地方公共団体との関係を明確にする。
7. 教員補充の問題を解決する。

CNE による評価活動の効果についての見解は分かれている。一方では、高等教育政策に関する提言の多くが実行に移されたことに鑑みて、高等教育政策に対する影響力は極めて大きいとされる。同時に、各大学に対する勧告の多くは実行に移されており、同様に個別大学改革に対する影響も大きいと言われる（服部, 2006 : 74）。しかしながら、CNE の勧告には拘束力がなく、また、評価結果は国民教育省による大学等への予算配分に用いることができないなど、その効果は主として大学の自己改革を促すに止まり限定的であったことも免れない<sup>18</sup>。

## 2. ボローニャ・プロセスの質保証の枠組に対応した評価制度の整備

本節では、国民教育省による学位授与権認証と CNE による機関評価について、それぞれボローニャ・プロセスの質保証の枠組にどのように対応してきたかを見る。

### (1) LMD<sup>19</sup>と学位授与権認証

フランスでは、2002 年、欧州高等教育圏に対応した学位構造である LMD の導入を定めた一連の政省令が制定され、欧州高等教育圏創設へ向けた制度的枠組作りが行われた。その際、国民教育省が示した教育の質保証に関する方針は以下の通りである（大場, 2005d : 184-185）。

- 学位授与権の設定は、新設の修士も含めて従来同様国が認証し、学位及び教育の質を国が保証する。

15 大場 (2005b) 参照。

16 教員個人の評価は大学審議会(Conseil national des Universités : CNU)の業務であり、また、教育プログラムは前述の通り国民教育省の認証の対象である。

17 2001 年 1 月策定の"Guide de l'évaluation des universités"全文が服部 (2004) によって翻訳されている。

18 大場 (2005b) で CNE の評価結果に関する見解を紹介した。

19 学士、修士、博士の三つの課程に基づく教育制度。

- 学士教育に関して、次のような方策をとる。
  - 教育の整合性の確保やその適切な実施等のため、関係教員やチューター、学生支援担当者等を含む教育チーム(équipe de formation)を設置する。
  - 学生全体の参加も得て、教育評価の手續を各大学で定める。
- 学士・修士教育に関して、学生個々人の教育内容の整合性を確保するため、標準教育コース(parcours type de formation)の下で教育を提供する。
- 教育方法の質的改善を図るとともに、学生への情報提供、進路指導、支援方策の充実を図る。
- 通信情報技術を活用した手法による教育を推進する。
- 学士・修士教育に関して、CNESER との連携の下に、事後的な評価委員会(comité de suivi)を設置する。評価委員会は、毎年評価結果を報告書にまとめ公表するとともに、改善方策案を国民教育大臣に提出する。

この方針では、学位授与権に関する認証を引き続き国が行い、学位・教育の質の保証について国が責任を負うことを明言している。したがって、LMD 導入後も認証制度には根本的な変化はないとされるが、評価基準(critères d'évaluation)の明確化<sup>20</sup>、教育の実践状況の確認等を行う実施調査委員会(comité de suivi)の設置<sup>21</sup>といった大きな変化が LMD 導入後に認められる。

2002 年 11 月、大学長宛の国民教育大臣書簡 (MJENR, 2002) において、評価基準の明確化は初めてのことであり、その必要性の背景として、国家学位の価値を評価制度に基づくものとする、並びに欧州高等教育圏が評価制度に基づく相互の信頼に依存することを挙げた上で、学士及び修士の認証にかかる評価基準を提示した (認証の評価基準の項目を表 4 に、その概要を別紙 3 にそれぞれ示した) <sup>22</sup>。

表 4 認証に関する評価基準の項目

| 区分               | 基準の項目  |
|------------------|--|
| 1. 欧州圏に関する基準     | <ul style="list-style-type: none"> <li>● プログラムの明瞭性</li> <li>● 学習経路の柔軟性 (進路決定・変更、流動性)</li> </ul>  |
| 2. 全体的に一貫性に関する基準 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 研究活動と教育活動の一貫性</li> <li>● 教育提供における他大学との補完性</li> </ul>  |
| 3. 修士に関する基準      | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 教員の研究活動の評価、博士課程との一貫性 (研究修士の場合)、産業界との連携 (職業修士の場合)</li> <li>● プログラム設定、学生選抜、透明性、教育編成、研究との関係、大学間連携、教員養成に関する勧告</li> </ul>                                    |
| 4. 学士に関する基準      | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 多様な学生に向けた教育改善と教育の職業化</li> <li>● 2002 年 4 月 23 日付省令に盛り込まれた教育改善方策の実践</li> <li>● 教養教育と理科教育の取扱い</li> <li>● 学校教育教員の養成への配慮</li> <li>● 職業教育プログラムの充実</li> </ul> |

出典：MJENR (2002)

20 学士に関する 2002 年 4 月 23 日付省令第 10 条。修士に関しては評価基準に関する規定は関係省令 (同年 4 月 25 日付) 見当たらないが、後述大学長宛国民教育大臣書簡では修士学位認証に関しても評価基準が言及されている。

21 前述 2002 年 4 月 23 日付省令第 32 条、同 4 月 25 日付省令第 18 条。

22 ここに示された評価基準は関係省令の規定 (前述箇条書きの内容) を補完するものであって、当該規定自体が第一義的な評価基準となることに留意されたい。

LMD への移行は順次進められ、2005 年秋時点で、ほぼ全て (98%) の大学が LMD を採用した (MEN, 2005)。また、2003 年、LMD に基づく教育の実施状況を確認し教育の改善を図るための実施調査委員会 (comité de suivi) が学士教育及び修士教育別に設置された (それぞれの関係省令の第 32 条及び第 18 条)<sup>23</sup>。学士教育実施調査委員会は、2005 年 11 月 30 日の委員会で、数多くの課題を指摘しつつも<sup>24</sup>、以下のような点で LMD 導入は建設的に評価できるとした。

- LMD 導入は、大学の自発的取組に基づいて概ね成功と認められる。
- 大学間協力の発達。
- 教育プログラムは、学問領域、課程、専攻毎に再編成された。
- 多くの場合、教育内容 (特に自然科学系) が、学問領域間の協力の発展を伴いつつ再考された。
- 教育責任者の関心の重心が学生に移動したこと。学生のキャリア、漸次的進路決定、担当教員 (enseignant référent) と教務主任 (directeur des études) の選任、就職情報の提供、キャリア教育 (module de projet personnel et professionnel) の導入等が含まれる。

## (2) 大学評価委員会 (CNE) の規準書

ボローニャ・プロセスにおける質保証の検討作業に、CNE は主として機関評価に重点を置いて参加してきた<sup>25</sup>。CNE は 2000 年の ENQA 創設に参加し<sup>26</sup>、また 2006 年 5 月現在、ブリュノ・キュルバル (前述) が ENQA 理事に就任しているなど、ENQA の中心的構成員の一員としてその活動に貢献してきた。特に、CNE は、QAA とともに前述質の収斂に関する研究 (QCS) を取りまとめ、その成果は ENQA 規準・指針に反映されている (ENQA, 2005 : 12)。そして、CNE は機関評価に関し欧州で最も長い経験を有することを背景にしつつ、ENQA の検討の場において欧州の質保証の枠組形成に貢献する一方で、国際的な視点から CNE が行うフランス国内での評価活動の見直しを進めてきた。

CNE では、そうした取組の一環として、2002 年 9 月の政令改正によって評価委員に EUA の推薦に基づいて 3 名の外国の大学人が入ることとなり<sup>27</sup>、大学評価の国際性が担保されることとなった。また、ENQA 規準 2.7 に盛り込まれた定期的審査の実施を先取りする形で、前述の通り 2000 年から契約の周期に合わせた大学評価の実施に取り組んできた。

2003 年秋、CNE は、ベルリン会合において質保証における第一義的責任が高等教育機関にあると謳われたことを受けて、国民教育研究行政監査総局 (IGAENR) とともに「規準書 (Livre des références)」 (CNE, 2003) を作成した。同書は、その冒頭で「高等教育機関が

23 両実施調査委員会以外に、1999 年 11 月 17 日付職業学士 (licence professionnelle) に関する省令第 15 条で設置された職業学士の実施調査委員会がある。

24 手段や目的の欠如した学際的教育、履修登録・学籍管理上の困難、学生指導にかかる教職員研修の必要性、認証に関する情報提供の遅れ、試験実施上の混乱、同じ名称の学問領域を持つ大学間の相違による透明性の欠如、教育改善の不徹底、教養教育に関する検討の欠如、ECTS 算定の誤り、教職員開発の欠如、教育評価の欠如又は不徹底が指摘された。

25 "Les relations internationales du comité" <http://www.cne-evaluation.fr/fr/actualite/internatio.htm> (平成 18 年 5 月 8 日参照)

26 フランスからは、2005 年 9 月 1 日以来、CNE に加えて技師称号管理委員会 (Commission des Titres d'Ingénieurs : CTI) が ENQA に参加している。

27 2006 年 5 月現在、イタリア、スペイン、ベルギーの元学長が委員を委嘱されている。

自己の質保証の仕組みを設けることに寄与するような一連の勧告を集めて整理したものであるとし、大学における内部評価により重点を置くことを明言している（同：3）。なお、同書に基づく自己評価は、CNE以外の外部評価者の評価に用いられることも想定している。

CNEの規準書は、ENQAにおける共通規準策定段階の検討を反映しつつ作成されたものである。CNEは、規準・指針書刊行に際して、そこに盛り込まれた規準・指針の手法は「CNEの手法と同様で、規準書の使用によって全国に導入された手続とも整合性がある手法が認められる」と述べている（CNE, 2005b：2）。規準書に盛り込まれた63の規準(référence)は、規準の集合体である10の規準群(référentiel)毎に、教育政策、学術政策、使命遂行に資する管理運営の三つの領域に振り分けられる（表5）。そして、各規準の下には複数の基準(critère)が置かれ、全体で302基準が定められている<sup>28</sup>。全規準及び一部の基準を別紙4に示した。

表 5 CNE 規準書の規準項目

| 領域             | 規準群(référentiel)   |
|----------------|--|
| A 教育政策         | A. I 教育プログラム(L'offre de formation)<br>A. II 教育プログラムの実践(mise en oeuvre de l'offre de formation)<br>A. III 学生：入学から卒業まで(Les étudiants : de l'accueil à l'insertion professionnelle)   |
| B 学術政策         | B. I. 研究：生産、普及、活用、移転(La recherche : production, diffusion, valorisation, transfert)  |
| C 使命遂行に資する管理運営 | C. I. 自律性の実践(exercice de l'autonomie)<br>C. II. 大学及び部局(L'établissement et ses composantes)<br>C. III. 社会連携(partenaires)<br>C. IV. 人的資源管理(La gestion des ressources humaines)<br>C. V. 財務(La gestion financière)<br>C. VI. 情報システム管理及び管財(La gestion des systèmes d'information et des fonctions logistiques) |

出典：CNE (2003)

新しい規準書は、第一段階としてイル＝ド＝フランス及びナンシ＝メスの25大学における評価に導入され、2004年11月、21大学から最初の自己評価報告書がCNEに提出された。新しい自己評価法についての大学の受け止め方は以下のようなものである（CNE, 2005a：17-18）。

- 期限として設定された3か月内で自己評価を行うことは困難である。
- 評価への取組は大学によって大きく異なっている。
- 規準書で示された評価の在り方は概ね好意的に受け止められている。

28 規準書では、「規準」とは、「大学の公役務としての使命に照らして利用者や連携者が正当に期待するところのものを実現するために寄与する行動」とされる。また、「基準」は、規準に関する優良実践事例であって、各大学の判断で他の選択肢も加えつつ実践されるものである。

### 3. 欧州の質保証枠組とフランスの対応

#### (1) 国民教育省の学位授与権認証と CNE の機関評価

国民教育省の学位授与権認証並びに CNE の機関評価は、前者が事前的な教育プログラム評価で、学位授与権設定（教育プログラムの提供）に不可欠な義務的なものであるのに対し、後者は事後的な機関全体を対象とした評価で、自己評価を基にした任意的なものである点で、両者は全く性格の異なる評価活動である。その効果は、前者が直接的で即時に効果が現れる、すなわち次期の教育プログラム申請に影響を多大に及ぼすのに対し、後者は評価結果が大学に返されて、各大学がそれを自発的に検討し取り組むことによって初めて効果が現れるものである。実際、両者の改革（LMD 導入及び規準書策定）はいずれも 2002 年から 2003 年にかけてほぼ同時期に実施されたが、前者では前述学士教育実施調査委員会の評価で教育プログラムの再編が行われたこと、教育責任者の関心の重心が学生に移動しつつあることなどといった明瞭な効果が示されたのに対して、後者は取組の多様性が指摘された程度に止まっており、その効果が顕在化するのとは今後のことと思われる。

しかしながら、両者は全く独立して存在するのではなく、国民教育省によって認証された教育プログラムの実践や全学における教育研究計画における教育プログラムの位置付けや一貫性確保<sup>29</sup>等は CNE による評価の対象である。両評価制度が補完的に機能することによって、大学教育のより良い質の保証が担保されるものと考えられる。

#### (2) ENQA とフランスの質保証の枠組

ところで、ENQA で検討されている質保証の枠組は、統一的手法を各国の評価制度にもたらしものではないとし、各国に対して大幅な裁量の余地を認めている。その枠組を定めた規準・指針書は、質保証に関して推奨される一般原則を定めたものであるとされ、特に手続的事項は最低限の範囲で言及されるに止まっていることは上に述べた通りである。

ENQA の規準 2.7 は外部質保証の一環で、機関又は教育プログラム或いはその双方の定期的審査を行うこととしている。フランスでは、機関の審査（評価）を CNE が事後的に行い、教育プログラムの審査（認証）を国民教育省が事前に行っている。こうした評価の在り方はフランスの伝統を踏まえて制度化されていることは言うまでもない。

もっとも、CNE は ENQA の創設時からの構成員であるのに対し、国民教育省は大臣会合に代表されるとは言え、質保証に関する協力の中心の場とされる ENQA には加わっていない。他方、CNE は ENQA の構成員ではあるものの、その評価対象には ENQA 規準の対象外である研究及び管理運営が含まれており、両者の対象の範囲は一致していない。

国民教育省の学位授与権認証については、ENQA における議論の対象には含まれることはあっても<sup>30</sup>、いわば当事者抜き議論であったことは否めない。しかしながら、規準・指針書は、そもそも国民教育省の担当大臣を含むベルリン教育大臣会合で検討が委嘱されたものであり、同書の前文で述べられている通り教育大臣宛に提出され、次のベルゲン会合で採択されたものであって、国民教育省の行う認証も当然に規準に基づくことが期待されていることは言うまでもない。実際、ENQA 規準 2.3 で謳われた決定基準の明瞭化は

29 本件に関し全般的な評価が大統領宛報告書 2000-2004（CNE, 2005 : 64-65）で言及されている。

30 例えば、QCS 報告書（Crozier et al., 2005）は、基準が不明瞭であることを指摘（13 頁）するなど、認証制度について各所で言及している。

2002年の関係省令で既に評価基準を定め公表することとされ（学士に関する省令第10条<sup>31)</sup>）、前述の通りベルリン会合以降次第に評価基準が整備されてきた。また、規準2.6の外部質保証の検証手続については、実施調査委員会が設置されて検証作業が行われてきている。

本稿はボローニャ・プロセス当事国全ての質保証の枠組を示すことは意図していないが<sup>32)</sup>、フランスにおいては、国民教育省の学位授与権認証とCNEの機関評価は、ボローニャ・プロセスの質保証の枠組を反映させつつ着実に改革されてきた一方で、同国独自の在り方が構築されてきたことが明らかとなった。そのフランスの例は、将来の欧州高等教育圏内の評価制度の在り方の一つのモデルを示していると受け止めることが可能であると思われる。そして、当該モデルにはフランス高等教育の文脈が多分に反映されており、ENQAが提示し大臣会合で採択された質保証の枠組が多様な制度を容認していることを示す典型的な事例として受け止めることができよう。

#### IV まとめを代えて

欧州における質保証を目的とする評価制度は、ENQAが策定した規準に基づく枠組に則って各国で整備されつつある。その枠組は、各国制度の独自性を前提とする相互の信頼に基づくものであり、決して拘束性の強い共通枠組を設定するものでも、増して全欧州的審査機関を設けるといったものではない。ENQAの規準は、相互の信頼に不可欠である評価基準明確化や定期的審査、事後的検証等の在り方を定めることによって、相互に制度の透明性を高めるとともに、外部評価機関自体の質保証についても言及している。そして、各国の独自性を尊重する一方で、各国内では高等教育機関が自律的に評価に取り組むことを重視し、自己評価が最も重要であることをも示した。そして、そのような評価の枠組は、フランスにおいては同国の文脈において制度化されていることを上に見た通りである。

ENQAが示した評価の在り方は、単に欧州内に止まるだけでなく、広く高等教育界で知れ渡り、示唆を与えることが期待されている（規準・指針書前文）。ボローニャ・プロセスにおける評価の枠組が各国で取り入れられて全面的に機能し、その効果が明瞭になるのは今後のことであろうが、例えば、機関評価、教育プログラム評価に拘らず、評価における自己評価の重要性、基準の明確化の必要性、定期的審査の必要性、大学の負担軽減、外部評価機関自身の質保証など、日本に与える示唆も数多く指摘できる。その点について検討は今後の課題としたいが、いずれにせよ、日本においては、同国の高等教育が置かれた文脈において独自の質保証の在り方が求められなければならない、そして質保証の第一義的役割を大学が担うべきであることが、欧州の経験に照らして一層明かになったと言えよう。

31 修士に関してはかかる趣旨の規定はないが、学士と同様に取り扱われていることは上に見た通りである。

32 各国の質保証に関する対応を知るにはそれぞれの国の調査が必要であるが、大臣会合に提出された国別報告書にその概要が記されている。

## 参考文献

- 大場淳(2005a)「フランスの国家学位と認証制度(habilitation)—大学教育の質保証に関する一考察」広島大学高等教育研究開発センター編『高等教育の質保証に関する国際比較研究』COE研究シリーズ16、115-127.
- 大場淳(2005b)「フランスの契約政策と全国大学評価委員会(CNE)—日本の国立大学法人化と大学評価との比較—」平成17年9月24日日仏教育学会2005年度研究大会公開シンポジウム『フランスにおける大学評価と契約政策』 (<http://home.hiroshima-u.ac.jp/oba/>で入手可能)
- 大場淳(2005c)「フランスにおける大学教員の教授能力開発」有本章(代表)『大学におけるFD・SD(教員職員資質開発)の制度化と質的保証に関する総合的研究』科学研究費補助金基盤研究(A1)[14201028]研究成果報告書、108-129.
- 大場淳(2005d)「欧州高等教育圏創設とフランスの対応—新しい学位構造(LMD)の導入を巡って—」大学論集第35集、171-192.
- 木戸裕(2005)「ヨーロッパの高等教育改革—ボローニャ・プロセスを中心にして—」レファレンスNo.658、74-98.
- 服部憲児(2004)『フランスの大学評価に関する基礎資料』科学研究費補助金若手研究(B)[15730362]中間報告書
- 服部憲児(2006)『フランスにおける大学改革に対する大学評価の影響に関する研究』科学研究費補助金若手研究(B)[15730362]研究成果報告書
- Campbell C. and van der Wende M. (2000) *International Initiatives and Trends in Quality Assurance for European Higher Education*. ENQA, Helsinki.
- Comité du suivi Licence (2005) *Réunion du comité de suivi du cursus licence du 30 novembre 2005*. MEN, Paris.
- Comité national d'Évaluation [CNE] (2003) *Livre des références : les références de l'assurance de la qualité dans les établissements d'enseignement supérieur*. Auteur, Paris.<sup>33</sup>
- Comité national d'Évaluation [CNE] (2005a) *Nouveaux espaces pour l'Université - Rapport au président de la République 2000-2004*. Auteur, Paris.
- Comité national d'Évaluation [CNE] (2005b) *Nouveaux espaces pour l'Université (Rapport au président de la République 2000-2004)*. Bulletin No.48 – janvier.
- Comité national d'Évaluation [CNE] (2006) *Références et lignes directrices pour le management de la qualité dans l'espace européen de l'enseignement supérieur - Traduction proposée par le Comité national d'évaluation*. Auteur, Paris.
- Crozier F., Curvale B. and Hénard F. (2005) *Quality Convergence Study - A contribution to the debates on quality and convergence in the European Higher Education*. ENQA, Helsinki.
- Danish Evaluation Institute (2003) *Quality procedures in European Higher Education - An ENQA survey*. ENQA, Helsinki.
- ESIB (2004) *General paper on agreed set of standards, procedures and guidelines at European level*. Author, Brussels.
- Eurydice (2005) *Focus on the Structure of Higher Education in Europe 2004/05 - National Trends in the Bologna Process*. European Commission, Brussels.
- ENQA (2003) *Statement of the European Network of Quality Assurance in Higher Education (ENQA) to the Conference of European Ministers of Education in Berlin 18-19 September 2003*. Author, Helsinki.

33 本書には体裁が異なる複数の版が存在する(本文の内容は同じ)。筆者が用いたのは、本文("A - La politique de formation")が5頁から始まる版である(これ以外に本文が9頁から始まる版を確認した)。

- ENQA (2004) *Transnational European Evaluation Project - Methodological Reflections*. Author, Helsinki.
- ENQA (2005) *Standards and Guidelines for Quality Assurance in the European Higher Education Area*. Author, Helsinki.
- EUA (2003) *Graz Declaration 2003 - Forward from Berlin: the Role of the Universities*. Author, Geneva.
- Hämäläinen K., Pehu-Voima S. and Wahlén S. (2001) *Institutional Evaluations in Europe*. ENQA, Helsinki.
- Jolivet J.-L. (2004) Le Comité national d'évaluation a 20 ans. In *De Berlin à Bergen : nouveaux enjeux de l'évaluation - Dijon, 10-11 juin 2004*. CNE, Paris. pp 12-16.
- Lourtie P. (2001) *Furthering the Bologna Process*. Report to the Ministers of Education of the signatory countries Prague, May 2001. Follow-up group of the Bologna Process.
- Ministère de l'Éducation nationale [MEN] (2002) *Mise en oeuvre du schéma licence - master - doctorat (LMD)*. Auteur, Paris.
- Ministère de l'Éducation nationale [MEN] (2005) *La rentrée universitaire 2005*. Auteur, Paris.



(別紙1)ENQA 質保証規準(standards)

**第1編 高等教育機関における内部質保証(internal quality assurance)のための欧州規準と指針**

|     | 項目                    | 内容   |
|-----|-----------------------|--|
| 1.1 | 質保証のための政策と手続          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 質保証のための政策及び関連手続、プログラム及び学位等のための規準の制定</li> <li>● 質及び質保証の重要性を認識する文化の発達への明示的努力</li> <li>● 継続的質向上のための戦略の開発と実施</li> <li>● 上記の政策・手続・戦略の規則化と公開性</li> <li>● 学生及びその他の利害関係者への役割付与</li> </ul> |
| 1.2 | プログラムと学位等の認証、点検、定期的審査 | ● プログラムと学位等授与の承認、点検(monitoring)、定期的審査(periodic review)のための正規の仕組みの制定  |
| 1.3 | 学生評価                  | ● 公表され継続的に用いられる基準(criteria)、規則、手続による学生評価   |
| 1.4 | 教育職員の質保証              | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 教員が教育を行う資格と能力を有することを確保するための手段の保持</li> <li>● 当該手段の外部評価への公表と報告書での言及</li> </ul>  |
| 1.5 | 学習手段と学生支援             | ● それぞれのプログラムに十分かつ適切な学習支援のために十分な手段の確保   |
| 1.6 | 情報システム                | ● 学習プログラム及びその他の活動の効果的管理のための関連情報の収集、分析、活用   |
| 1.7 | 広報                    | ● プログラム及び学位等に関し、質的にも量的にも、最新で公正、客観的な情報の恒常的な公表   |

**第2編 高等教育の外部質保証(external quality assurance)のための欧州規準**

|     | 項目                           | 内容  |
|-----|------------------------------|---|
| 2.1 | 内部質保証手続の活用                   | ● 内部質保証手続の効果(effectiveness)の考慮  |
| 2.2 | 外部質保証の進め方の開発                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 手続策定前の、全責任者（高等教育機関を含む）による狙い(aims)・目標(objectives)の決定</li> <li>● 当該目標・目標及び手続に関する説明の公表</li> </ul> |
| 2.3 | 決定基準(criteria for decisions) | ● 明示的に公表され継続的に適用される基準に基づく公式な外部質保証活動結果決定   |
| 2.4 | 趣旨に適合した手順                    | ● 設定された狙い・目標に適合する外部質保証手続の策定   |
| 2.5 | 結果公表                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 明瞭で容易に入手可能な報告書の策定と公表</li> <li>● 報告書に盛り込まれた決定、賞賛、勧告が容易に認識可能であること</li> </ul>                     |
| 2.6 | 検証手続(follow-up procedures)   | ● 行動を求める勧告或いは行動計画の策定を要する勧告を含む外部質評価のための事前に策定し継続的に適用される検証手続の策定  |
| 2.7 | 定期的審査                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 機関又はプログラム或いはその双方の外部質保証活動の定期的実施</li> <li>● 評価機関及び手続の明瞭性と事前の公表</li> </ul>                        |
| 2.8 | 制度全般についての分析                  | ● 行った審査(reviews)、評価(evaluations)、アセスメント等の一般的発見を記述・分析した概要報告書の適宜発刊  |

### 第3編 学外質保証機関(external quality assurance agencies)のための欧州規準

|     | 項目                      | 内容  |
|-----|-------------------------|---|
| 3.1 | 高等教育のための外部質保証手続の活用      | ● 外部質保証手続の存在と効果の考慮  |
| 3.2 | 公的地位                    | ● 質保証に関して責任を有し権限ある公的機関による学外質保証機関の公式な認証と確立された法的地位の付与<br>● 関係法令の準拠  |
| 3.3 | 活動                      | ● 常設の機関として外部質保証活動（機関対象・プログラム対象）の実施  |
| 3.4 | 資源                      | ● 外部質保証手続を効果的・効率的に行うに十分で見合った人的・財的資源の確保<br>● 手順及び手続開発のために適切な備蓄資源の確保  |
| 3.5 | 綱領策定(mission statement) | ● 任務に関する明瞭で明示的な目的物(goals)と目標の公表された宣言文書(statement)への記載   |
| 3.6 | 独立性(independence)       | ● 業務遂行に関する自律的責任の確保<br>● 報告書の結論・勧告への第三者（高等教育機関、関係省庁、その他の利害関係者）からの影響の排除   |
| 3.7 | 機関が用いる外部質保証基準と手法        | ● 手法、基準、手続の事前決定と公表<br>● 手順に通常含まれるべき項目<br><ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 質保証活動の対象者による自己アセスメント又は同等の手続</li> <li>✓ 必要に応じて学生、訪問調査（質保証機関の決定による）を含む専門家による外部アセスメント</li> <li>✓ 全ての決定、勧告、その他の成果を盛り込んだ報告書の公表</li> <li>✓ 報告書に盛り込まれた勧告に照らして、質保証手順の対象者によって採られた行動を審査するための検証手続</li> </ul> |
| 3.8 | 説明責任手続                  | ● 自己の説明責任のための手続策定   |

#### 【注記】

- 本資料に盛り込まれた規準(standards)の内容は、規準原文の翻訳ではなく、その内容を箇条書きしたものである。但し、項目名は可能な限り原文に忠実と思われる表現に翻訳した。
- 特に必要と判断される箇所には元の英語表記を付した。英語表記は初出箇所のみとし、項目名全体を訳した場合を除いて規準の内容において記した。
- 各規準（一部を除く）の下に「優良実践<sup>1</sup>についての補足説明」と位置付けられる指針(guidelines)が設けられているが、本資料では取り上げていない。

1 規準のことである。

## (別紙2) ENQA 基準・指針書で用いられた用語の英仏日対訳

| 英語   | 仏語  | 日本語                     | 使用場所   |
|--|---|-------------------------|--|
|  |   | * 英仏語間で直接に単語が対応していない    | FP=fundamental principles (p.10)<br>G=guidelines |
| action(s)  | action(s)   | 行動                      | 2.6外   |
| activities   | activités   | 活動                      | 1.6/2.3/3.3                                      |
| aims   | buts  | 狙い                      | 2.2/2.4  |
| approval   | approbation   | 承認                      | 1.2  |
| assessment   | contrôle  | 点検                      | 2.8  |
| assessment (external)                                  | évaluation externe                                    | 外部評価(又は外部アセスメント)        | 3.7  |
| assessment (self-)                                     | auto-évaluation                                       | 自己評価(又は自己点検)又は自己アセスメント) | 3.7  |
| audit  | audit   | 監査                      | p.5注2  |
| criteria   | critères  | 基準                      | 1.3/2.3/3.7                                      |
| follow-up procedure(s)                                 | procédures de suivi                                   | 検証手続                    | 2.6/3.7  |
| goal   | missions  | 目的物                     | 3.5  |
| guidelines   | lignes directrices                                    | 指標                      |  |
| mission  | mission   | 使命                      | G3.8   |
| mission statement                                      | définition des objectifs poursuivis                   | 綱領策定                    | 3.5  |
| monitoring   | examen  | 点検                      | 1.2  |
| objectives   | objectifs   | 目標                      | 2.2/2.4/3.5                                      |
| operations (autonomous responsibility for their ...)   | exercer leur responsabilité propre en toute autonomie | * 業務遂行                  | FP/3.6   |
| policy(ies)  | politique(s)  | 政策                      | 1.1外   |
| procedures   | procédures  | 手続                      | 1.1外   |
| process  | démarche  | 活動                      | 3.7箇条書き1及び4行目                                    |
| processes  | procédures  | 手続                      | 2.1/3.1/3.4                                      |
| (idem)   | démarches   | 進め方                     | 2.2/2.6  |
| (idem)   | processus   | 手順                      | 2.4  |
| (idem)   | méthodes  | 手法                      | 3.7  |
| processes and procedures                               | méthodes et procédures                                | 手法と手続                   | 3.4  |
| process(es) (run their external quality assurance ...) | travaux (mener leurs ...)                             | * 作業(外部質保証…を行う)         | 3.4本文2行目   |
| purposes   | intentions/buts                                       | 目的                      | FP/G2.4  |
| quality assurance                                      | management de la qualité                              | 質保証                     |  |
| reference  | référence   | 判断基準                    | 13頁3行目外  |
| reporting  | communication des résultats                           | 結果公表                    | 2.5  |
| review(動詞)   | évaluer   | 評価する(又は「審査する」)          | 3.7箇条書き4   |
| reviews (external)                                     | évaluation externe                                    | 外部審査(又は「外部評価」)          | 1.4  |
| review(s) (periodic)                                   | révision(s) périodique(s)                             | 定期的審査                   | 1.2/2.7  |
| reviews, evaluations, assessments etc.                 | travaux, évaluations, contrôle, etc.                  | 審査、評価、点検等               | 2.8本文  |
| review procedures                                      | procédures d'évaluation                               | 審査手続(又は「評価手続」)          | 2.7本文  |
| standards  | références  | 規準                      |  |
| statement (publicly available ...)                     | déclaration publique                                  | * (公開された) 宣言文書          | 3.5本文  |
| work (in/for their ...)                                | (翻訳されていない)  | 任務(又は訳さない)              | 1.1本文4行目/3.5本文                                   |

### 【注記】

- 仏語訳は CNE が作成し ENQA の Web に掲載された翻訳に基づく。日本語訳は筆者の提案である。
- 単語の「使用場所」は規準を中心に記し、全てを網羅していない。また、規準における使用場所について、題名・本文の区別を全ての単語では行っていない。

(別紙3)フランス国民教育省学位授与権認証(habilitation)の評価基準

| 区分              | 基準(critères)   |
|-----------------|--|
| 1. 欧州圏に関する基準    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 教育プログラムが明瞭で理解可能であること。</li> <li>● 学習経路が柔軟で、漸次的進路決定或いは進路変更が容易であり、多様な学習者に対応するものであること。なお、これらはECTS及びモジュール制の趣旨である。</li> <li>● あらゆる形態の移動可能性（他の学問領域、職業界、外国、他の高等教育機関）を包含すること。</li> </ul>   |
| 2. 全体的一貫性に関する基準 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 研究活動と一貫性のある教育活動を行うこと。但し、このことは国が教育研究領域の一覧を定めることを意味しない。</li> <li>● 提供する教育に関して、近隣の他の大学との補完性に配慮すること。</li> </ul>   |
| 3. 修士に関する基準     | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 指針(indicateurs) <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 修士課程（研究修士(master recherche)及び職業修士(master professionnel)）教育担当者の研究活動業績が評価の対象となること。研究は、基礎研究、目的指向型研究を問わない。</li> <li>✓ 研究修士に関しては、博士課程との一貫性を保つこと。また、職業修士に関しては、専門家の参加が不可欠であり、その質は、関係する職業領域で果たしている責任に基づくべきものであること。更に、経済・社会・文化環境、学生の就職の観点からも必要性が認められること。</li> </ul> </li> <li>● 勧告(recommandations) <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 従前の教育プログラム（メトリーズ、DEA、DESS等）の焼き直しではなく、全体を見直したプログラムとすること。</li> <li>✓ 一つの修士プログラムの中で多様なコースを設け、漸次的進路決定や流動性を容易にし、多様な目標実現を可能とすること。</li> <li>✓ 学生選抜規定は従前のものから変更しないこと。</li> <li>✓ 教育の性格、目的、教育手法等を示し、教育プログラムの透明性を図ること。</li> <li>✓ 教育編成(organisation pédagogique)、特に単位制度は、研究修士及び職業修士間の移動を容易にするものであること。</li> <li>✓ 修士教育は、最高水準の研究能力に基づくものでなければならず、博士課程(école doctorale)からの支援が必要であること。</li> <li>✓ 修士プログラムは他大学（高等専門学院や外国の大学を含む）との協力によっても提供し得ること。</li> <li>✓ 教員養成の修士は控えること<sup>1</sup>。</li> </ul> </li> </ul> |
| 4. 学士に関する基準     | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 非常に多様な学生の取扱いにおける教育改善、学士後就職する学生のための職業化(professionnalisation)の二つが評価上の主要課題であること。</li> <li>● 教育改善に関しては、2002年4月23日付省令がこれまでの研究成果を取りまとめている点に留意すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 教育の領域毎に、漸次的進路決定やキャリア計画策定を可能とするような、学生の目標や利益に応じた多様なコースを設定することができる。</li> <li>✓ 各コースは一つ又は複数の学問領域に基づき、180単位で構成され、120単位の段階で中間的学位（DEUG、DEUST、DUT）を授与することが可能である。</li> <li>✓ 多様な教育手法が許容される。省令（第13条）で講義は全体の半分以下とされている。</li> </ul> </li> <li>● 大学政策において次の二つの優先的方針の実施を図ること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 他の学問領域を援用しつつ一つの学問領域を明確にする教養教育(culture générale)を学士課程教育に取り入れること。</li> <li>✓ 教育法の改善によって理科教育の魅力を回復するよう努めること。</li> </ul> </li> <li>● 学校教育教員の更新を保証すること。</li> <li>● 就職を目的とする教育プログラムを短期技術教育課程(DUT)、職業学士、職業技術教育課程(DEUST)を通じて提供すること。</li> </ul>   |

1 教員養成は主として大学に附設された教員養成センター(IUFM)が担っており、大学本体では一部の課程を除いて行っていない。IUFMはLMD制度の対象外である。

(別紙4)フランス大学評価委員会(CNE)規準書(Livre des références)

1. 規準(références)一覧

| 区分     | 規準群(référentiel)と規準(référence)  |
|--------|---|
| A 教育政策 | <p>A. I 教育プログラム(L'offre de formation)</p> <p>A. I.1 大学がその使命や環境に適合した教育を提供している。</p> <p>A. I.2 継続教育は教育プログラム本体の一部である。</p> <p>A. I.3 教育プログラムは全学計画と一貫性がある。</p> <p>A. I.4 教育プログラムは大学の目標、国の目標、国際的な目標に鑑みて一貫性がある。</p> <p>A. I.5 教育プログラムは大学が持つ資源に鑑みて一貫性がある。</p> <p>A. I.6 教育プログラムは認識可能であり、教育目標が明確である。</p> <p>A. I.7 学士課程の教育プログラムは学生の学習経路(parcours)を容易にしている。</p> <p>A. I.8 学士課程の教育プログラムは学生が大学環境に適応することを容易にするよう構想されている。</p> <p>A. I.9 修士課程の教育プログラムは研究及び産業・経済界との協力に基づいている。</p> <p>A. I.10 教育プログラムは国内、欧州、世界への学生の移動を見込んで構想されている。</p> <p>A. I.11 教育プログラムは学生が獲得する知識と技能を統合する。</p> <p>A. I.12 教育プログラムは就職の準備を提供する。</p> <p>A. II 教育プログラムの実践(mise en oeuvre de l'offre de formation)</p> <p>A. II.1 告知された教育は良好な条件で実施されている。</p> <p>A. II.2 問題なく称号・学位が授与されている。</p> <p>A. II.3 教育プログラムは定期的な評価の対象となっている。</p> <p>A. II.4 大学は教育改善の政策を持っている。</p> <p>A. III 学生：入学から卒業まで(Les étudiants : de l'accueil à l'insertion professionnelle)</p> <p>A. III.1 大学は新入学生受入れの政策を持っている。</p> <p>A. III.2 大学は広報に関する政策を持っている。</p> <p>A. III.3 大学は学生の進路指導の政策を持っている。</p> <p>A. III.4 特定の学生（身体障害者、高水準のスポーツ選手、再履修者、見習い等）支援のための仕組みがある。</p> <p>A. III.5 大学は資料提供に関する政策を持っている。</p> <p>A. III.6 大学は学士課程学生向けの学習支援(services d'appui visant à faciliter leur réussite)を提供している。</p> <p>A. III.7 大学は各コースで単位にならない「道具」に関する教育<sup>1</sup>を提供している。</p> <p>A. III.8 大学は大学運営(vie institutionnelle)への参加を学生に促している。</p> <p>A. III.9 大学の政策は学生生活の質を保証することに貢献している。</p> <p>A. III.10 大学は就職を支えている。</p> |
| B 学術政策 | <p>B. I. 研究：生産、普及、活用、移転(La recherche : production, diffusion, valorisation, transfert)</p> <p>B. I.1 大学は自己の研究の強い点と弱い点を把握している。</p> <p>B. I.2 大学は研究の発展、活動力、創造性を奨励している。</p> <p>B. I.3 大学は研究の国際的な文脈に位置している。</p> <p>B. I.4 大学は研究の優先度を定めている。</p> <p>B. I.5 大学は研究の優先度を実践している。</p> <p>B. I.6 大学は研究の未来を保証しその潜在性を維持している。</p> <p>B. I.7 大学は学術生産物に関する普及・広報政策を持っている。</p> <p>B. I.8 大学は研究成果の活用・移転に関する政策を持っている。</p>  |

1 言語操作や情報処理等に関する教育が想定されている。

| 区分             | 規準群(référentiel)と規準(référence)  |
|----------------|---|
| C 使命遂行に資する管理運営 | <p>C. I. 自律性の実践(exercice de l'autonomie)</p> <p>C. I.1 大学及び各部局・共用施設が一貫性のある運営規則(statuts)を有している。</p> <p>C. I.2 内部組織は大学の効率的な運営を可能としている。</p> <p>C. I.3 大学内で民主的議論(débat démocratique)が存在する。</p> <p>C. I.4 大学は自律性を幅広く活用している。</p> <p>C. I.5 大学は発展計画を有している。</p> <p>C. I.6 大学は毎年活動報告書を作成している。</p> <p>C. II. 大学及び部局(L'établissement et ses composantes)</p> <p>C. II.1 大学の構造はその使命や目標の達成に適応している。</p> <p>C. II.2 大学は各機能において権限配分に関する規則を定めている。</p> <p>C. II.3 学長は、三評議会及び大学内で議論を行うことによって、意思決定を容易にしている。</p> <p>C. II.4 共用施設は全学計画の実施に寄与している。</p> <p>C. III. 社会連携(partenaires)</p> <p>C. III.1 大学は自己の環境を知っている。</p> <p>C. III.2 大学は開放並びに地域・地方・全国・国際連携の戦略を持っている。</p> <p>C. III.3 大学は同じ地域に位置する大学との協力の戦略を持っている。</p> <p>C. III.4 大学は国際流動性を促す政策を持っている。</p> <p>C. IV. 人的資源管理(La gestion des ressources humaines)</p> <p>C. IV.1 大学は雇用政策を持っている。</p> <p>C. IV.2 大学は教職員の受入れ政策を持っている。</p> <p>C. IV.3 大学は人事、キャリア、勤務の管理に関する政策を持っている。</p> <p>C. IV.4 大学は能力管理に関する政策を有している。</p> <p>C. IV.5 大学は福利厚生に関する政策を持っている。</p> <p>C. V. 財務(La gestion financière)</p> <p>C. V.1 予算の準備に関する手続は文書化されている。</p> <p>C. V.2 大学は財政政策を実行するための手段を持っている。</p> <p>C. V.3 大学は財務会計監査の政策を持っている。</p> <p>C. VI. 情報システム管理及び管財(La gestion des systèmes d'information et des fonctions logistiques)</p> <p>C. VI.1 大学は情報システムを有している。</p> <p>C. VI.2 大学は学生生活調査室(observatoire de la vie étudiante)を持っている。</p> <p>C. VI.3 大学は情報通信技術領域の活動全体を調整している。</p> <p>C. VI.4 大学は管財機能を組織している。</p> <p>C. VI.5 大学は文化学術遺産の保全、活用、発展を行っている。</p> <p>C. VI.6 大学はキャンパス活用の政策を持っている。</p> <p>C. VI.7 大学は共通の利益となる活動を保証する物品調達部門(logistique administrative)を有している。</p> |

## 2. 基準(critères)の抜粋—規準「C.I.3 大学内で民主的議論が存在する」の基準一覧

- 基準1. 三評議会の意思決定に関する資料は良質であり、委員に事前に配布されている。
- 基準2. 三評議会は定期的で開催され、大学の方針を定める場となっている。
- 基準3. 方針及び決定は確実に決められている。
- 基準4. 決定は実行され、事後的に確認されている。